

権記争議ニ関シテハ既水ノ通りナルカ其ノ後ノ状況左記ノ通り
記

一、労働者側

(1) 争議団本部ニ集ムル者毎日二百名内外アリ夫々担当部署ニ
就テ行動中ニシテ争議団一部強硬派ハ状勢ヲ有利ニ展開セシ
メントシ未参加ノ工場担当者参加セシメ共同斗争ヲ為サ
スト焦慮シ対策委員会及委員会青年部等ノ会合ノ機会ニ策
動シ居リ十月二十九日午後五時五十分ヨリ芝区南沢町四番地
芝浦会館ニ於テ争議批判演説会ヲ開催シ聴衆盛時三百五十名
アリ相商氣勢ニ揚ケタリ斯レテ第五支部北川柳大ノ為援基金
募集ノ件緊急動議ニ依リ市上直々ニ募集ノ結果金四円八十三
五募集セリ

(2) 対策委員会

廿七日自午前九時 争議団本部ニ於テ開催左記事項ヲ決定

(1) 房核委員会

告ニ非スル態度決定ハ二十八日午後六時ヨリ工務組合本部ニ
對シ幹事会開催ヲ通告シ本会ニ諮リ決定スルニト
等ノ決定ニ基キ二十九日東京工務組合本部ニ於テ幹事会ヲ第
催ノ結果分工場担当者共同斗争ヲ為スルハ現定ノ通過セ
ル何等ノ状勢ナキニ理由トシテ放曲ニ共同斗争ヲ為サハルニ
トニ決定セリ

(2) 房核委員会

廿七日自午後六時 東京工務組合本部ニ於テ各支部選出房核委
員会ヲ開催左記事項ヲ決定

- (1) 未参加ノ分工場担当者ニ對シ共同斗争ニ出ラシムルハ争議
団中本部及対策委員ニ於テ報告スルニト
- (2) 争議批判演説会ヲ本月二十九日芝浦会館ニ於テ開催シ声援